

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	3 1 6 3	受 理 年 月 日	令 和 4 年 5 月 27 日
件 名	外国人による京都市の土地・不動産の買収の制限		
要 旨	<p>2022年5月28日号の講談社の週刊誌に「衝撃レポート 清水寺に平安神宮、金閣寺の周りも衝撃！京都が中国人に買い占められている」という記事が掲載された。内容は、コロナ禍の水面下で、中国人若しくは中国資本の企業が京都の中心地を買い占めている状況をまとめたもので、伝統ある神社仏閣や花街といった日本の遺産の行方を警告している。</p> <p>昨年6月、自衛隊基地の周辺や国境離島など、安全保障上重要な土地の取得や利用を規制する重要土地等調査法が可決、成立したが、規制の対象に水源や農地などの資源が含まれていないため、以前より実効性と共に効果が不安視されていた。掲題の記事を受けて、新たに日本の景観・伝統にも対象を広げるべきだという声も上がっている。</p> <p>記事の中でも参照している、京都市オープンデータポータルサイトで公開されている旅館業法に基づく許可施設及び施設外玄関帳場一覧の令和4年4月末時点のデータを確認したところ、東山区の旅館業を営んでいる施設は707件あった。そのうち、代表者名が中国人系の氏名の施設が128件もあり、全体の18パーセントを超える割合であった。特に平成30年ぐらいから急速に増加している。</p> <p>旅行業の組合は定期的に市長などと意見交換会なども実施しており、一定数の組合員が増えると、中国の意向が市政にも影響を及ぼしかねないと考えられる。広く問題意識を共有し、市民の声として多くの意見を市政に伝えてもらうことを切に願う。</p> <p>ついては、以下の対応を実施することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市の景観・伝統を損なう活動（外国人による土地・不動産の買収）に一定の歯止めを掛けるための条例の制定を進めること。 2 外国人による京都市の土地・不動産の買収への制限を設け、その件数を減らしていくことを求める意見書を政府に提出すること。 3 外国人に買収されている土地・不動産で目的不明瞭若しくは現在使用されていないものに関しては、市による調査及び情報公開を行い、監視体制を強化すること。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	総 務 消 防 委 員 会		